八王子市
HACHIOJI CITY
ニュースリリース

令和8年（2026年）11月2日
経済産業部
獣害対策担当課長　氣賀澤
042−620−7375

上恩方町におけるツキノワグマの痕跡について（情報提供）

上恩方町において、柿の木への爪痕等ツキノワグマが出没した痕跡が確認されました。
市民の皆様におきましては、柿や栗などの果実を木に残したり、地面に落ちたまま放置したりすると、クマなどの野生動物を引き寄せるおそれがありますので、速やかに収穫等をお願いします。
なお、当該地域はツキノワグマの生息域となります。

1 出没日時　令和8年(2026年)10 月 31 日(土)夜間から 11 月 1 日(日)未明にかけて

2 場　　所　上恩方町の民有地内(力石(ちからいし)バス停付近の林縁部)
(八王子市ツキノワグマ対応マニュアルにおける、人の日常生活圏)

3 確認した痕跡　柿の木へのツキノワグマの爪痕、糞、柿の食べ残し

柿の木に残されたクマの爪跡

糞

食べ残した柿

※全て写真提供可

4 経　　緯
11 月 1 日　午前 9 時 00 分
土地の所有者が高尾警察署に通報
警察が現地確認を行い、周辺にクマがいないことを確認
11 月 1 日　午後 2 時 40 分
高尾警察署よりクマらしき動物の痕跡について市に情報提供
11 月 2 日　午前 10 時 00 分
市委託の専門事業者が現地調査を行い、ツキノワグマの痕跡と判定

5 対　　応　クマの誘引防止を図るため、周辺地域にある柿の木の伐採等について、土地の所有者との調整を進めております。併せて、市の青色防犯パトロール車及び高尾警察署によるパトロールを実施いたします。

6 注意喚起　柿や栗などの果実を放置しないでください。柿や栗などの果実を木に残したり、地面に落ちたまま放置したりすると、クマなどの野生動物を引き寄せるおそれがあります。

・食べ頃になった果実は、早めに収穫してください。
・木に実った果実は、できる限り取り残さないようにしてください。
・地面に落ちた果実は、速やかに回収してください。
・収穫や管理が難しい果樹は、伐採等をご検討ください。

ご自分での伐採等が難しい場合、市では、防除指導員を派遣し、市民との協働により、果樹の伐採等を行っていますので、ご相談ください。

市ホームページ